

院内掲示

厚生労働大臣の定める掲示事項

(2026年6月1日現在)

【当院について】

厚生労働大臣が定める施設基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。また、入院医療費の算定に当たり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する「DPC対象病院」となっております。

令和8年度_医療機関係数 1.6078

(内訳)

基礎係数 1.0583

機能評価係数 I 0.4118

機能評価係数 II 0.1377(うち救急補正係数 0.03390)

【入院基本料に関する事項】

急性期病院 A 一般入院料を算定しており、入院患者 7 人に対し 1 人以上の看護職員、入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。なお、病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。

実際の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。

【入院時食事療養に関する事項】

入院時食事療養 (I) に係る届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時 (夕食については午後の 6 時以降) 適温で提供しております。

標準負担額 1食 550円

【明細書の発行状況に関する事項】

当院は療養担当規則に則り明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

【一般名処方に関する事項】

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名 (有効成分の名称) で処方する場合があります。

【医療情報の活用に関する事項】

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得する情報を活用して診療をおこなっています。

【地域支援・医薬品供給対応体制に関する事項】

当院では、医薬品の安定供給に向けた取組等を行っております。なお、医薬品の供給状況によっては患者様へ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。その際には十分にご説明いたしますので、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

【外来腫瘍化学療法診療料に関する事項】

当院では、外来腫瘍化学療法診療料を算定している患者様から電話等による緊急の相談に 24 時間対応できる連絡体制が整備されており、急変時等の緊急時に患者様が入院できる体制が確保されています。また、実施できる化学療法のレジメン (治療内容) の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しております。

【歯科外来診療医療安全対策に関する事項】

緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を終了した歯科医師が常勤しており、医療安全管理、医薬品業務手順等、医療安全対策に係る指針等の策定をしています。また「AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置」を設置しており、緊急時に対応できるよう、医科診療科と連携しています。

【特定療養費等に関する事項】

特別の療養環境の提供 (特別個室利用)

特別室 13,200円 5床

個室 4,400円 12床

2人部屋 2,200円 8床

【入院期間が180日を超える入院】

入院期間が180日を超える日から、入院料の一部を負担して頂く場合があります。

(難病等患者様を除く) 一般病棟入院基本料

1日につき 2,895円

【届出等による医療について】

(1) 基本診療料の施設基準等

- ・ 歯科初診 注 1
- ・ 歯科外来診療医療安全対策加算 1
- ・ 歯科外来診療感染対策加算 1
- ・ 急性期病院 A 一般入院料、地域加算 4
- ・ 臨床研修病院入院診療加算 (基幹型)
- ・ 救急医療管理加算、
- ・ 超急性期脳卒中加算
- ・ 診療録管理体制加算 2
- ・ 医師事務作業補助体制加算 1 (15 対 1)
- ・ 急性期看護補助体制加算 (25 対 1) (看護補助者 5 割未満)
- ・ 夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算 (注 2)
- ・ 夜間看護体制加算 (注 3)
- ・ 看護補助体制充実加算 2 (急性期看護補助体制加算)
- ・ 看護職員夜間配置加算 (12 対 1 配置加算 1)
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 栄養サポートチーム加算
- ・ 医療安全対策加算 1
- ・ 医療安全対策地域連携加算 1 (注 2)
- ・ 感染対策向上加算 1
- ・ 指導強化加算 (注 2)
- ・ 微生物学的検査体制加算 (注 3)
- ・ 抗菌薬適正使用体制加算 (注 5)
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 重症患者初期支援充実加算
- ・ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ 呼吸ケアチーム加算
- ・ 地域支援・医薬品供給対応体制加算 2
- ・ 病棟薬剤業務実施加算 2
- ・ データ提出加算 2 (200 床以上)
- ・ 入退院支援加算 1
- ・ 地域連携診療計画加算
- ・ 認知症ケア加算 1
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 排尿自立支援加算
- ・ 地域医療体制確保加算 1
- ・ 特定集中治療室管理料 2
- ・ 早期離床・リハビリテーション加算 (注 4)
- ・ 早期栄養介入管理加算 (注 5)
- ・ 地域包括ケア病棟入院料 2
- ・ 看護補助体制充実加算 1 (地域包括ケア病棟入院料)
- ・ 短期滞在手術等基本料 1

(2) 特掲診療料の施設基準等

- ・ 心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ 糖尿病合併症管理料
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ がん患者指導管理料 (イ)、(ロ)、(ハ)
- ・ 糖尿病透析予防指導管理料
- ・ 小児運動器疾患指導管理料
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 1、2、3
- ・ 下肢創傷処置管理料
- ・ 救急外来医学管理料 1
- ・ 救急外来緊急検査対応加算 1 (注 3)
- ・ 院内トリアージ実施体制加算 (注 7)
- ・ 外来放射線照射診療料
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料 1
- ・ 連携充実加算 (注 8)
- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ 心不全再入院予防継続管理料 1 及び 2
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 肝炎インターフェロン治療計画料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 医療機器安全管理料 1
- ・ 歯科治療時医療管理料
- ・ 在宅患者訪問看護・指導料
- ・ 在宅療養後方支援病院
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料
- ・ 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算 (注 2)
- ・ 遠隔モニタリング加算 (注 3)
- ・ 持続血糖測定器加算 (間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合) 及び皮下連続式グルコース測定
- ・ 持続血糖測定器加算 (間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合)
- ・ BRCA1/2 遺伝子検査
- ・ 角膜ジストロフィー遺伝子検査
- ・ 検体検査管理加算 (I)、(IV)
- ・ 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ・ 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・ ヘッドアップティルト試験
- ・ 神経学的検査
- ・ ロービジョン検査判断料
- ・ コンタクトレンズ検査料 1
- ・ CT 撮影及び MRI 撮影
- ・ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・ 外来化学療法加算 1
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 心大血管疾患リハビリテーション料 (I)
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)
- ・ 運動器リハビリテーション料 (I)
- ・ 呼吸器リハビリテーション料 (I)
- ・ がん患者リハビリテーション料
- ・ 歯科口腔リハビリテーション料 2
- ・ 多血小板血漿処置
- ・ 人工腎臓
- ・ 導入期加算 1
- ・ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・ 腎代替療法診療体制充実加算
- ・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ ストーマ合併症加算
- ・ 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ・ 骨移植術 (軟骨移植術を含む) (自家培養軟骨移植術に限る)
- ・ 後縦靭帯骨化症手術 (前方進入によるもの)
- ・ 椎間板内酵素注入療法
- ・ 緊急穿頭血腫除去術
- ・ 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ・ 緑内障手術 (流出路再建術 (眼内法) 及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)
- ・ 緑内障手術 (濾過胞再建術 (needle 法))
- ・ 網膜再建術
- ・ 乳癌センチネルリンパ節生検加算 2 及びセンチネルリンパ節生検 (単独) (乳癌センチネルリンパ節生検加算 2)
- ・ 食道縫合術 (内視鏡)、内視鏡下胃十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術 (内視鏡)、小腸瘻閉鎖術 (内視鏡)、結腸瘻閉鎖術 (内視鏡)、腎 (腎盂) 腸瘻閉鎖術 (内視鏡)、尿管腸瘻閉鎖術 (内視鏡)、膀胱腸瘻閉鎖術 (内視鏡)、腔腸瘻閉鎖術 (内視鏡)
- ・ 経皮的冠動脈形成術 (特殊カテーテルによるもの)
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 (リードレスペースメーカー)
- ・ 大動脈バルーンポンピング法 (IABP 法)
- ・ 骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・ バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- ・ 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術 (胆嚢床切除を伴うもの)
- ・ 腹腔鏡下肝切除
- ・ 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- ・ 腹腔鏡下腓胝体尾部腫瘍切除術
- ・ 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・ 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ・ 胃瘻造設術 (通則 16)
- ・ 輸血管理料 II
- ・ 輸血適正使用加算
- ・ 貯血式自己血輸血管理体制加算
- ・ 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・ 麻酔管理料 (1)、(2)
- ・ 遠隔放射線治療計画加算
- ・ 高エネルギー放射線治療
- ・ 悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・ 口腔病理診断管理加算 2
- ・ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・ 看護職員処遇改善評価料 53
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料 (1)、注 5
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (1)、注 5
- ・ 入院ベースアップ評価料 122
- ・ 歯科技工所ベースアップ支援料

院内掲示する手術件数

総合病院 水戸協同病院

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術の実施件数
（実施期間：2025年1月1日～2025年12月31日）

区分	アイウ	区分名	件数
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	6
	イ	黄斑下手術等	188
	ウ	鼓室形成手術等	9
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	1
区分2	ア	靭帯断裂形成手術等	56
	イ	水頭症手術等	2
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	3
	エ	尿道形成手術等	0
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	17
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3	ア	上顎骨形成術等	1
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	14
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	2
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	0
	キ	同種死体腎移植術等	0
区分4		胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	310
その他	ア	人工関節置換術	135
	イ	乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	39
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
	オ	経皮的冠動脈ステント留置術（急性心筋梗塞に対するもの）	23
		経皮的冠動脈ステント留置術（不安定狭心症に対するもの）	9
		経皮的冠動脈ステント留置術（その他のもの）	80
		経皮的冠動脈粥腫切除術	0
		経皮的冠動脈形成術（急性心筋梗塞に対するもの）	4
経皮的冠動脈形成術（不安定狭心症に対するもの）		3	
経皮的冠動脈形成術（その他のもの）		18	